

令和 7 年度男性育児休業取得促進事業実施委託業務
公募型プロポーザル募集要領

1 委託業務の概要

(1) 業務名

令和 7 年度男性育児休業取得促進事業実施委託業務

(2) 目的

本県では人口減少に伴う少子化が著しく進行しており、持続可能な人口構造に転換を図ることが最も重要な課題の 1 つである。「少子化に関する県民意識調査（令和 6 年度）」において、理想の子どもの数（2.03 人）に対して現実的に持ちたい子どもの数（1.71 人）は少なく、その理由としては、経済的な理由の次に「仕事と家庭の両立が難しい」（45.7%）ことが指摘されている。

全ての人が希望に応じて家庭でも仕事でも活躍できる社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識を解消し、「男性が育児休業を取得するのが当たり前」となる高知県の実現が求められる。県内企業における男性の育児休業取得率の増加（令和 9 年の目標値は 64%）のためには、職場と家庭それぞれの相互理解と協力が不可欠である。

本事業では、県内企業向けの集合型研修及び企業の実情に合わせた企業版両親学級の開催に加え、すべての家庭が安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを進めるため、令和 6 年度に開設した Instagram アカウト「るんだぐらむ」を中心に幅広い年齢層に対して広報を実施し、男性の育休取得促進の気運醸成や、子育て支援サービス等の利用を促進する。

(3) 内容

別途定める「令和 7 年度男性育児休業取得促進事業実施委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

2 見積限度額

7,010 千円（消費税及び地方消費税額含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「令和 7 年度男性育児休業取得促進事業実施委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

選定後に候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。概ね 10 日以内（但し、土日、祝日を除く。）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うことになります。

なお、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。また、本事業は、令和 7 年度高知県当初予算による事業であり、高知県議会における議決結果によっては停止等を行う場合があります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者（暴力団、暴力団員、暴力団に関与する者等）に該当しない者であること
- (3) これまで類似の内容の事業実績があること
- (4) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (5) 高知県内に本店、支店または営業所等を有すること
- (6) 高知県の「令和6年度から令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている（もしくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること
- (7) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づく指名停止等の措置を受けていないこと

6 説明会

- (1) 日時 令和7年3月4日（火）午後1時30分から
- (2) 方法 オンライン
- (3) 申込方法及び期限 アまたはイにより2月28日（金）午後5時まで
 - ア 電子メール：説明会参加申込書（様式1）を添付して送付
 - イ 電子申請：https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13591

7 質疑と回答

質疑がある場合には、アからウまでのいずれかの方法により、ご連絡ください。

- (1) 方法
 - ア 質疑書（様式2）を持参
 - イ 質疑書（様式2）を電子メールで送付
 - ウ 電子申請：https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13592
- (2) 提出期限 3月5日（水）午後5時まで

【留意事項】

電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。また、提出期限を過ぎた質疑は無効です。質疑の内容と回答は、後日、子育て支援課のホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

- (1) 提出書類 ア及びイ

ア 参加申込書（様式3）

※以下の項目に該当する場合は以下の書類を提出すること。

項目	提出資料
高知県ワークライフバランス推進企業の認証を受けている企業	「高知県ワークライフバランス推進企業認証書」の写し
トライくるみんな、くるみんな、プラチナくるみんな、えるぼし、プラチナえるぼしのいずれかの認証を受けている企業	「基準適合一般事業主認定通知書」又は「基準適合認定一般事業主認定通知書」の写し

障害者の雇用促進に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか	
(1) 法定雇用率制度の適用があり、かつ、法定雇用利率を超えて障害者を雇用している	直近の障害者雇用状況報告書の写し
(2) 法定雇用率制度の適用はないが、障害者雇用率に算入される障害者を常用労働者として雇用している	障害者雇用誓約書 (様式に定めはありませんが、県土木政策課のホームページに公開している建設工事競争入札参加資格申請時の様式「障害者を雇用している旨の誓約書」等を参考にしてください。)

イ 資格要件確認書（様式 4）

※必要添付書類についてもご確認をお願いします。

(2) 提出方法及び期限

ア 提出方法

持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る）または電子申請

（電子申請：https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13593）

イ 提出期限 令和 7 年 3 月 10 日（月）午後 5 時

(3) 資格要件の確認

申込者から提出のあった参加申込書と関係書類をもとに資格要件の確認を行い、その結果を令和 7 年 3 月 12 日（水）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(4) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

イ 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「令和 7 年度男性育児休業取得促進事業実施委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査

別途定める「令和 7 年度男性育児休業取得促進事業実施委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

11 審査結果

審査結果は、すべての事業者の審査が終了してから 3 日以内（閉庁日を除く）に、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

12 日程

令和 7 年 2 月 25 日（火） 募集開始（ホームページへの掲載）

令和7年2月28日(金)	午後5時 説明会申込締切
令和7年3月4日(火)	午後1時30分から 説明会
令和7年3月5日(水)	午後5時 質疑書提出締切
令和7年3月7日(金)	質疑書回答期限
令和7年3月10日(月)	午後5時 参加申込書及び資格要件確認提出締切
令和7年3月12日(水)	参加者資格結果通知予定
令和7年3月14日(金)	午後3時 企画提案書の提出締切
令和7年3月25日(火)	審査委員会開催
審査委員会終了後3日以内	結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限定）します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することとなります。なお、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、企画提案書で非開示とする頁や箇所等とその理由を別紙様式5により提出してください。なお、判断は、様式5に基づき行うものではなく、様式5を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

【参考：高知県情報公開制度

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2020081100145/>】

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用することはありません。また、本事業は、令和7年度高知県当初予算による事業であり、高知県議会における議決結果によっては停止等を行う場合があります。

14 問合せ先及び提出先

高知県子ども・福祉政策部子育て支援課 担当者 泉井

T E L 088-823-9641

E-mail 060501@ken.pref.kochi.lg.jp

15 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 次の各号のいずれかに該当した場合、参加者は失格になる場合があります。
 - ① 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合
 - ② 審査委員、県職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ③ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
 - ④ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合